二　無期定期金　次に掲げる金額のうちいずれか多い金額
イ　当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額
ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額
ハ　当該契約に関する権利を取得した時における、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額を、当該契約に係る予定利率で除して得た金額
三　終身定期金　次に掲げる金額のうちいずれか多い金額
イ　当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額
ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額
ハ　当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数として政令で定めるものに応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額
四　第三条第一項第五号に規定する一時金　その給付金額

第二十四条第二項中「前項第三号」を「同号」に改め、同条第三項中「低い方の」を「少ない」に改め、同条第四項中「高い方の」を「多い」に改める。

第二十五条第二項中「前項第三号」を「同号」に改め、同条第三項中「低い方の」を「少ない」に改め、同条第四項中「高い方の」を「多い」に改める。

**第二十五条**　定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一　当該契約に解約返戻金を支払う旨の定めがない場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、百分の九十を乗じて得た金額
イ　当該契約に係る掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合　当該掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間（ロにおいて「経過期間」という。）につき、当該掛金又は保険料の払込金額に対し、当該契約に係る予定利率の複利による計算をして得た元利合計額
ロ　イに掲げる場合以外の場合　経過期間に応じ、当該経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金終価率（複利の計算で年金終価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。）を乗じて得た金額
二　前号に掲げる場合以外の場合　当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

第四十一条第三項第四号中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

第六十四条第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「一方の法人又は他方の」を「法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた」に、「一方の法人若しくは他方の」を「合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた」に改める。

第六十八条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第六十九条中「正当の事由」を「正当な理由」に、「をその提出期限内」を「又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれらの申告書の提出期限まで」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条を削る。

（地価税法の一部改正）

**第四条**　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十二条」に改める。

第三十二条第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「一方の法人又は他方の」を「法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた」に、「一方の法人若しくは他方の」を「合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた」に改める。

第三十九条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第四十条及び第四十一条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四十二条を削る。

第四十三条第一項中「第三十九条から第四十一条まで」を「前三条」に改め、同条を第四十二条とする。

（消費税法の一部改正）

**第五条**　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第六十七条」に改める。

第九条第八項中「特例について」を「特例及び第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関し必要な事項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第五項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、同項に規定する翌課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始した各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第九項及び第十二条の二第三項において同じ。）の保税地域からの引取り（以下この項及び同条第二項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行つた場合（第四項に規定する政令で定める課税期間において当該届出書の提出前に当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を含む。）には、前項の規定にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日（当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項及び第十二条の二第二項において同じ。）の属する課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。この場合において、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、次項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

第十二条の二中「第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。」を削り、「この条」を「この項及び次項」に、「事業年度（」を「事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は」に、「又は前条第一項」を「若しくは前条第一項」に、「事業年度を」を「課税期間を」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合には、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十一条第三項若しくは第四項、前条第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。